

様式第4号

許可6足第147号

令和7年3月11日

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 河東郡鹿追町鹿追北5線2番地23
氏 名 (有)健勝重建
代表取締役 相澤 政則

足寄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第15条第1項の規定により、次のとおり許可する。

足寄町長 渡辺 俊



許可期間 令和7年3月22日～令和9年3月21日

1 事業の範囲

事業系一般廃棄物

木くず（剪定木・流木）、伐根物、すき取り物（ボサ類）

2 許可の条件

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法令を遵守すること
- (2) 事業の範囲以外の一般廃棄物は収集運搬しないこと
- (3) 他の地域の一般廃棄物と混合して収集運搬しないこと
- (4) 積替え保管をする場合は区分して他の地域の廃棄物と混合させないこと
- (5) 町外（くりりんセンターを除く。）に搬出する場合は、搬出先の市町村と協議を要する。

※上記の違反が確認された場合は許可を取り消す場合があります。

3 許可の変更の状況